

八街市選挙管理委員会告示第 27 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項（条例の制定又は改廃の請求）及び第 75 条第 1 項（監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項（合併協議会設置の請求）及び第 5 条第 1 項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、地方自治法第 76 条第 1 項（議会の解散の請求）、第 80 条第 1 項（議員の解職の請求）、第 81 条第 1 項（長の解職の請求）及び第 86 条第 1 項（副市町村長、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項（合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求）及び第 5 条第 15 項（同一請求に基づく合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、それぞれ次のとおりである。

令和 8 年 9 月 1 日

八街市選挙管理委員会委員長 篠塚 信幸

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

1, 100 人

- 2 地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

18, 329 人

- 3 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項の規定による選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

9, 165 人